

議案第20号

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う改正

飛驒市印鑑条例の一部を改正する条例

飛驒市印鑑条例（平成16年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削り、同条第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市印鑑条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>第3条・第4条 略 (登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u></p> <hr/> <p><u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(印鑑登録原票)</p>	<p>第1条 略 (登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>第3条・第4条 略 (登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(印鑑登録原票)</p>

第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。））をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）

がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)~(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている 氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

以下 略

第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載_____

がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)~(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている 氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

以下 略

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う改正

2 改正の内容

(1) 印鑑の登録資格の改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に準じ、所定の要件を満たした場合には、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう、印鑑の登録資格に係る規定を改正するもの。

（第2条関係）

(2) 用語等の整理

国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に準じ、条文の用語等の整理を行うもの。

（第5条及び第6条関係）

3 施行日 公布の日